

## 第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

### ① 第三者評価機関名

有限会社 医療福祉評価センター

### ② 評価調査者研修修了番号

SK2024164、23-A0001

### ③ 施設の情報

名称：児童養護施設 明星園	種別：児童養護施設
代表者氏名：伊東 俊祐	定員（利用人数）： 28 名
所在地： 長崎市磯道町 746 番地	
TEL：095-878-4953	ホームページ <a href="https://myoujyouen.myoujyoukai.jp">https://myoujyouen.myoujyoukai.jp</a>
【施設の概要】	
開設年月日：1956年5月25日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 明星会	
職員数	常勤職員： 33 名 非常勤職員 24 名
有資格 職員数	(資格の名称) 名 社会福祉士 6名 看護師 1名 保育士 28名 管理栄養士 1名
施設・設備 の概要	(居室数) (設備等) 40 心理療法室、乾燥室、倉庫

### ④ 理念・基本方針

理念：「思いやり、助け合い、労わり合う」

基本方針：「思いやり、助け合い、労わり合う」という基本理念に基づいて、

- ① 「子どもの最善の利益のために」を考慮し、入所児童への支援を行う。
- ② 地域の福祉ニーズ・課題の把握に努め、もてる資源を活かし子育て・家族支援を行う。
- ③ 関係他機関と連携・協働し、地域の福祉ニーズ・課題の解決に努める。
- ④ 法令を遵守し職員個々の資質を向上する。

⑤ 施設の特徴的な取組

園長は日頃から「しゃべる・食べる・考える」ことを大切にする姿勢を職員に伝えており、こどもの生活の基本を重視した支援方針を園全体に共有されている。日常的な会話や食事の場面を通してこどもの思いや状態を把握し、こども自身が考え、気持ちを表現できるような関わりを大切にしている。

また、実習生については、将来的に職員として採用につなげていきたいという考えのもと、大切な人材として受け入れている。実習期間中は丁寧な関わりや指導を心がけ、安心して学び、園への理解を深められる環境づくりに努めており、新人職員の育成にもつながる取組となっている。

さらに、地域との関係づくりにも積極的であり、自治会活動へ参加するなど、地域の一員としての役割を果たしている。地域との継続的な関わりを通じて、園への理解を促進し、地域に開かれた園運営に取り組んでいる。

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和7年6月2日（契約日）～ 令和8年2月9日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和4年度

⑦ 総評

◇特に評価の高い点

<地域との交流>

当園は、住宅街の中に本園と分園2か所がある。分園については、いづれも建設時に地域住民から大きな反対を受けることがなく、スムーズに建設ができたとのことである。これは日頃から地域との良好な関係が築かれていることがうかがえる。また、自治会のこども会にも所属し、こども会の歌の練習を園で実施したり、夏祭りのチケットの前売りを園で行うなど、地域との良好な関係が築かれている。

<入所時の対応について>

入所時には、園からこどもへウェルカムカードを手渡している。こどもは突然園に連れて来られる場合も多く、不安や緊張を抱えやすい状況にあることから、こうした取組は、少しでも安心して新しい生活を始められるよう配慮したものである。また、園の職員がこどもの味方であることを、言葉や形で示す機会となっており、こどもとの信頼関係づくりの第一歩として有効な取組である。

<園内の生活環境について>

園内の各所には花が飾られており、日常的に水替えなどの手入れが行われている。こうした環境づくりは、生活空間に潤いや落ち着きをもたらすとともに、職員が日々の業務の中で心に余裕を持ち、丁寧に子どもと向き合おうとする姿勢の表れとなる。また、身の回りの環境を大切に整える姿勢は、子どもにとっても安心感や心地よさにつながり、生活の質を高める要素となっている。

◇改善を求められる点

<子どもに関する守秘義務意識のさらなる徹底に向けた取組>

子どもに関する守秘義務意識について、職員の意識づけや配慮は行われている。入職時には、誓約書を交わしているが、子どもに関する情報を漏洩しない等細かい記載までは確認ができなかった。今後在職中のみならず退職後においても、業務上知り得た個人情報や園内の情報を口外しないことを明文化することを期待する。

<学校在校時の緊急時対応手順の明確化について>

園内で災害等発生した場合の手順の整備はされており、マニュアルの見直しを年1回実施するとともに、避難訓練も計画的に実施されている。一方で、子ども達が学校に登校している時間帯に災害が発生をし、職員が学校へ迎えに行く必要が生じた場合の対応手順については、明確に整理されていない状況である。職員の中には子育て中の者もあり、災害時には自らの家庭への対応も必要となることから、限られた人員の中でどのように役割分担を行うかを含めた具体的な手順の整備を今後期待する。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

改善を求められる点や課題等は、今後も子どもたちが過ごしやすい施設を目指し、職員一同、よりよい支援ができるよう考えていきたいと思っております。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 共通評価基準（45 項目）

#### 評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設立当初からの理念および基本方針が明確に定められており、事業計画への記載や年度初めの配布を通じて、職員への周知が図られている。かつて大舎制をとっていた時は、理念を木に彫り、彫刻として掲示するなど、視覚的な形で理念を共有する工夫がされていたが、改築に伴い現在はその掲示がなくなっている。</li> <li>・ こどもの権利ノートの読み合わせを行う際に理念を説明する機会を設けるなど、新たな方法で理念浸透を図っている。また、「人に迷惑をかけないように」という園が大切にしている価値観を、日々の支援の中で子ども達に伝えており、行動指針として一定の機能を果たしている。</li> <li>・ 今後は、理念をより見える形で共有する取り組み（掲示物の再整備、研修での活用など）を検討することで、職員が一貫した支援観を持てる環境づくりがさらに進むことが期待される。</li> </ul>		

## I—2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I—2—(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I—2—(1)—① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもの減少や里親委託の増加傾向など、社会的背景の変化を的確に把握しており、今後の経営環境を見据えた分析が行われている。また、ショートステイ利用の増加やリピーターの多さといった現状を認識し、受け入れ体制の限界も把握している点は、経営判断の基礎として重要である。</li> <li>・ 法人として保育園や学童を運営し、多角的な事業展開を行うことで、地域ニーズに対応しつつ経営基盤の安定化を図っており、今後新たな事業の可能性を模索している。</li> <li>・ 地域のこども食堂や子育てグループ、養育サークルなどへの職員参加を通じて、地域の子育て課題を直接把握しており、地域支援の実態を経営判断に活かせる体制が整っている。これらの活動は、園が地域に開かれた存在であることを示すとともに、地域ニーズを踏まえた経営戦略の形成につながっている。</li> </ul>		
3	I—2—(1)—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後予定している女子棟の分園整備に伴い、女性の管理宿直者を増員する必要性を認識している。また、分園化による事業所の分散が進んだ場合、職員が単独で勤務する時間の増加が見込まれることから、人材確保が重要な経営課題であると分析している。</li> <li>・ 課題に対応するため、職員募集に際しては、ホームページやSNSの活用に加え、全国社会的養護の啓発・発信を行うサイトを積極的に利用するなど、広報手段を多様化している。これらの取り組みは、将来的な体制整備を見据えた計画的な人材確保としている。</li> </ul>		

### I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度から令和7年度を対象とした長期計画を策定しており、中・長期的なビジョンをもとに組織運営が進められている。長期計画の主要目標の一つであった地域小規模児童養護施設の開設については、既の実現しており、計画に基づいた確実な取り組みが行われている。</li> <li>・一時保護やショートステイ専用施設の開設については、行政との協議や認可手続きが必要であるため、現在も検討段階にある。これらの課題に対して、役所と連携しながら進めていることは、計画達成に向けた継続的な取り組みとして適切であるといえる。</li> <li>・長期計画が明確に策定されており、目標の一部は着実に実現されていることから、中・長期的なビジョンを持った園運営が行われている。今後は、未達成項目の実現に向けた具体的な内容を明確化することで、より計画的な運営体制につながることを期待される。</li> </ul>		
⑤	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度から令和7年度までの中・長期計画に基づき、単年度の事業計画が策定され、計画的に運営が進められている。また、次期計画である令和8年度から令和12年度の長期計画もすでに作成されており、年度ごとの取り組みが中・長期的なビジョンと連動している。</li> <li>・こどもの支援方針については、年間計画として大まかな指針を示しつつ、長期計画の方向性を踏まえた形で運営している。さらに、地域小規模児童養護施設の開設に伴い定員を減らすなど、組織全体の体制変化を単年度計画に適切に反映させている。</li> </ul>		

I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画は、毎年12月頃から職員と一緒に見直しをしている。見直した内容は、次年度の事業計画で取り入れるようにしている。</li> <li>・昨年度の事業計画から、建物や構築物等の改修工事をしたこと、職員の委員会活動を活発にしたことが改定されている。職員の委員会活動においては、別々のユニットに所属している職員のグループをつくること、委員会のリーダーは入職して年数が短い職員にできるだけなってもらおうよう配慮している。</li> </ul>		
7	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画は作成をされており、入所の時や可能な場合には、保護者等へ渡すこともある。しかし入所の時に保護者等に会えることができない場合もあり、事業計画を渡せていない保護者等もいる。</li> <li>・今後子どもへは、園としての方向性を知らせるために、事業計画の大まかな内容だけでも伝えることを期待する。</li> </ul>		

#### I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年の自己評価実施と、3年ごとの第三者評価受審とは別に、年2回人権擁護チェックリストを用いて、職員が個人でチェックをしている。</li> <li>・今まで子どもの月間目標は掲げていたが、職員全体での月間目標を掲げていなかった。今年の9月より、職員全体での月間目標を策定し掲示もし、振り返りをする機会も設けている。子どもだけに目標設定を求めるのではなく、職員としても目標を掲げることで、質の向上に向けた取組みを実施していることに繋がっている。</li> </ul>		

9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権擁護チェックリストを集計した結果は、職員へ周知をしているが、特に気になるチェック項目は今のところないとのことである。できるだけ職員には自信を持って支援にあたれるよう、チェック項目であげたプラス面も伝えるように配慮をしている。</li> <li>・前回の第三者評価で改善点として挙げた内容については、できる範囲で改善をしている。第三者評価と人権擁護チェックリストの結果を支援に活かすような取組もされている。</li> </ul>		

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園長の役割、災害発生時の役割や責任について、対応マニュアルに明記をしている。園長は常日頃から、「しゃべる、食べる、考える」ということを職員へ伝えており、職員同士コミュニケーションをよくとり、支援の悩みを話し合える集団であってほしいと願っている。</li> <li>・前園長から、「こどもの話をよく聞くように、こどもから学ぶという姿勢で対応するように」との教えを日々活かしている。</li> <li>・実習生や新人職員から、「この園はあったかい」という言葉を聞くことがあり、園長の励みにもなっている。</li> </ul>		

11	Ⅱ—1—(1)—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国施設長研修で園長が学んだことを、職員へ伝達をしている。園内研修で成人の年齢が18歳になった時に、こども担当弁護士を講師として招き、講義をしてもらったこともある。</li> <li>・虐待や不適切なかかわりについての法令は特に重視をしており、職員が1人で支援をしないように、園長以外の男性職員が女子ユニットの宿直はしない、こどもの部屋にはきちんとノックをしてから入室をする、部屋に入る時にはドアを開けておくなど、細かく決まりを定めている。</li> <li>・法令等に関する通知が届いたら、職員へ周知をしており、常に新しい情報を取り入れている。</li> </ul>		
Ⅱ—1—(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ—1—(2)—① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の質を上げるために、全職員年1回は研修に参加をすることを促している。</li> <li>・第三者評価受審をきっかけに、「求められる職員像」、「期待されるリーダー像」、「期待されるユニットリーダー像」を作成し、今年度から年1回の個人面談の時に、それぞれの内容の達成度を確認している。内容に関しては、改善したいことを職員に聞いており、原点に戻るきっかけにもなっている。</li> </ul>		
13	Ⅱ—1—(2)—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園長は、常日頃から職員が楽しく働いている姿が、実習生やこども達にも影響をすることを職員へ伝えており、やりがいのある職場になるようにしている。その一環として、人材育成委員会の最近の取り組みの中で、新人研修に2～3年程勤務している職員が入るようにする、若手のリーダー同士が集まり悩みを聞く等の、取り組みを実施している。階層別の研修にも着手している。</li> <li>・卒園児が園に来訪した時に、顔見知りの職員がいることで安心にもつながるため、より働きやすい環境をつくる、職員同士の関係をよくするため、相談をしやすい状況に配慮をしている。</li> </ul>		

## Ⅱ—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ—2—(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ—2—(1)—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・(b)・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な福祉人材の確保に向けた取り組みを積極的に進めており、大学や専門学校からの講師依頼を継続的に受けることで、ネットワーク構築を図っている。また、実習生の受け入れを人材確保の一環として位置付けるなど、将来を見据えた育成・採用の仕組みを構築している。</li> <li>・心理療法専門職の確保については課題として認識されている。心理療法専門職に限らず、職員を確保するため、今後は長崎県内の児童養護施設と協力をして、大学や専門学校等の教育機関への働きかけを行うことを計画したいとの希望である。</li> </ul>		
15	Ⅱ—2—(1)—② 総合的な人事管理が行われている。	a・(b)・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役割分担を明確にし、リーダー職の任用を適宜行うことで、組織としての運営体制を整えている。また、職員が資格取得を希望した際には勤務調整を行うなど、スキル向上のための支援が実施されており、職員のキャリア形成を後押しする仕組みが整備されている。</li> <li>・若手リーダーの育成に力を入れており、将来の組織運営を担う人材を計画的に育てる意識が高いことがうかがえる。これらの取り組みは、職員のモチベーション向上や定着にも寄与し、安定したサービス提供につながると評価される。今後は、育成方針や評価基準の明文化により、より一層の透明性と組織力強化が期待される。</li> </ul>		

Ⅱ—2—（2）職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—2—（2）—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・(b)・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業に関する意向については、職員面談の時に聞くようにしている。また、産休明けの職員には意向を聞き、短時間勤務等ライフサイクルに合わせた勤務ができるよう調整をしている。</li> <li>・法律で定められている年5日の年次有給休暇の取得は確保されている。勤務年数に応じた付与日数に応じて、職員は計画的に有給休暇を取得できている。</li> <li>・新人職員の宿直業務は、1～2ヶ月程度は先輩職員と一緒にしている。宿直者はユニットに1名配置されているが、本園と分園2か所のうち1か所は、建物内に他の職員が宿直業務でいるため、完全に1人での宿直業務とはならないよう園としても配慮をしている。</li> </ul>		
Ⅱ—2—（3）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—2—（3）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・(b)・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入職1年目は、朝の業務を1ヶ月以内で覚えてもらう、夕方から夜の業務は、先輩職員としばらく一緒にする、宿直業務は1～2ヶ月程度先輩職員と一緒にする、2年目以降は、業務に慣れてきているので、他のユニットのこどものことを目配りできるようにすることを目標としている。</li> <li>・休みの日の食事は各ユニットで作られており、ユニットで好評だった料理を他のユニットに紹介することを今年度より取り入れている。</li> <li>・日々こどもの自立支援に向けて実践をしており、求められる職員像に向かって支援をしているが、職員一人ひとりの目標設定等が行われていないとのことである。目標を明確にしていると、職員のモチベーションを高める効果にもなるため、今後目標設定をすることを期待する。</li> </ul>		

18	Ⅱ—2—(3)—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・ <u>b</u> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画の中に、職員研修の目的として「質の優れた支援をこどもや家族に提供すべく積極的に研修会に参加する。学習した内容を報告書として提出、職員会議の場で報告をし、こどもの支援に活かす」という趣旨の基本方針が明記されている。この方針にもとづき、外部研修、他機関主催研修、園内研修、自主研修の計画の明記もある。</li> </ul>		
19	Ⅱ—2—(3)—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・ <u>b</u> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年に1回、全職員が外部の研修を受講できるよう計画をしており、思春期の関わり方についての研修を最近ではオンラインで受講している。</li> <li>・食の大切さに特化した研修への参加希望が職員から挙がっており、開催される場合には、受講をさせたいとのことである。</li> </ul>		
Ⅱ—2—(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—(4)—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・ <u>b</u> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実習指導マニュアルが作成されており、担当の職員が実習指導にあたっている。学校ごとに、実習中に実施する内容が決まっているため、その内容に沿って、プログラムを組んでいる。実習生には、ユニットに入ってもらい、生活支援を学んでいる。</li> <li>・こども達には、実習生が来ることは事前に伝えている。実習生が将来職員として入職するかもしれないことを考慮し、職員へは、実習生を大切にすること、仕事の楽しさを伝えるよう意識することを、周知している。</li> </ul>		

## II—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・(b)・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレットと広報誌を作成している。また園の日々の様子や行事等を、SNSで発信をしている。パンフレットは、園に見学に来た方に渡すことはあるが、他に配布はしていないとのことである。</li> <li>・広報誌はこども達のプライバシーを配慮した上で、ホームページで公開している。また、保護者や実習生、ボランティア、ロータリークラブの方へ配布をしている。</li> <li>・職員の応募に際して、ホームページを見たことをきっかけとしている応募者がいるとのことである。一方、ショートステイの利用にあたっては、事前に園見学を行った後にホームページを閲覧しているケースが多く、ホームページは見学前の情報収集というよりも、見学後に内容を確認するための位置づけとなっている。</li> </ul>		
22	II—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・(b)・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計事務所と契約をし、毎月監査を受けている。理事会の前には、法人監事監査も受けている。</li> <li>・本園については、事務が現金の管理をして、分園はそれぞれ小口現金を渡し各職員が管理をしている。</li> </ul>		

## Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—(1)—① こどもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の行事は少なくなったが、地域のまつりや、おくんちには参加をするようにしている。こども会の役員も、職員が引き受けている。</li> <li>・地域の中で2か所、園として協力をしている活動がある。1か所めは月2回開催されている、2～3歳を対象として遊び場を提供している支援活動には、月2回遊び道具の提供や手伝いをしている。2か所めの未就園児と親を対象とした支援活動には、月1～2回職員が手伝いに行っている。このことにより、地域とのつながりを大切にしている。</li> </ul>		
24	Ⅱ—4—(1)—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、宿直業務をしている方が、月2回家庭教師のボランティアとして来訪している。また、月2回、分園に縫物のボランティアとして地域の方が来訪している。座布団や名前縫い、時には洋服を作ってくれることもある。</li> <li>・以前は実習後にボランティアを希望する学生がいたが、最近は新規のボランティアがいないとのことである。こども達が園にいる、土日にこどもと接するボランティアを希望している。</li> </ul>		
Ⅱ—4—(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—4—(2)—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院、ハートセンター、自立支援のNPO等こどもに関わる機関とは密に連絡をとっている。自立支援のNPOは園を卒園した後を支援してくれる機関であり、在園時から関わりを持ってきている。</li> <li>・長崎こども・女性・障害者支援センターとの連携が一番必要となり、些細なことでもすぐに相談をするようにしている。</li> </ul>		

Ⅱ—4—（3）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—4—（3）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の夏祭りのチケットの前売りの販売を園で行ったり、こども会で披露する歌の練習を園の場所を提供している。</li> <li>・民生委員の方々が以前は、2年に1回園見学に来ていたが、新型コロナウイルス流行後見学が中止されていた。最近になりまた園見学を希望されるようになっている。</li> </ul>		
27	Ⅱ—4—（3）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に避難所として活用をするよう自治会と協定を組んでおり、もし何か災害があった時には、簡易的な場所となるが、受け入れは可能である。しかし、今まで利用した方はいない現状である。また、発電機の準備はしており、停電の対策もしている。</li> <li>・地域の子育て支援活動に関しては、職員を派遣して協力をしている。</li> </ul>		

## 評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

### Ⅲ—1 こども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—（1）こどもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—（1）—① こどもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国児童養護施設協議会の倫理綱領が施設の基本姿勢としており、職員にも配布されている。この倫理綱領は、2025年に「私たちは、関係機関や地域と連携し、こどもを育みます」から「私たちは、関係機関や地域と連携し、こどもを育み、自立を支援します」へ改定をされ、退所したこどもへも支援を継続することが謳われている。</li> <li>・携帯電話の所持は、高校生からと園全体での決まりとなっている。携帯電話とゲームについては、個人個人の使用のルールや各ユニットのルールを定めている。ルールについて職員間で支援内容に差が出ないように、職員同士で共有をよくするように心がけている。</li> </ul>		

29	Ⅲ—1—(1)—② こどものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ こども達の友達が遊びに来た際、自身の携帯電話で園に入所しているこどもの写真を撮る恐れもあるため、「園内の撮影、動画は禁止」という張り紙を、園庭に貼りだしている。また、入所しているこどものSNSのアイコンに、園に入所している他のこどもが載っていたことをこどもから職員が聞いたことがあり、アイコンを別の物に変えるよう注意をしたとのことである。</li> <li>・ こどものプライバシー保護規定マニュアルを作成し、こどもの部屋に入室するときには、ロックをすること、郵便物は原則こども自身が開封をするように等としている。このマニュアルは、本園に1冊、分園2か所に1冊ずつ置いており、職員がいつでも確認できるようにしている。また、5月～6月は内容の見直しもしている。</li> </ul>		
Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① こどもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入所時のこどもと家族への説明マニュアルを作成している。説明する職員は、園長をはじめ決まった職員となっており、マニュアルには、必ず確認することと、配慮すべきことの記載がある。</li> <li>・ 入所の時、保護者に面談をする場合には、パンフレットや広報誌を渡すこともある。</li> </ul>		
31	Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程においてこどもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもは入所時にとっても緊張をしているため、ウェルカムカードをプレゼントし、緊張をほぐすよう心掛けている。また入所間もない頃は、(例えばこどもと目が合うかどうか等)職員がこどもをしっかりと観察するようにしている。</li> <li>・ 入所時には、保護者から「電話の頻度はどれくらいいいのか」「お小遣いはあるのか」「外出や外泊の頻度はどれくらいあるのか」という質問があり、園で答えられることは答えている。しかし、長崎こども・女性・障害者支援センターと相談をして回答をする場合もあるため、入所時に保護者へはすぐに回答ができない場合もあることも伝えている。</li> </ul>		

32	Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭へ戻る時には、長崎こども・女性・障害者支援センター、学校、市職員、使っているサービスの関係者（例えば、放課後等デイサービス）、転校先の学校とで話しあう機会が設けられている。</li> <li>・別の施設へ変更になる場合には、園と、変更先の施設、長崎こども・女性・障害者支援センターの職員とで会議が開催され、こどもの詳細については、長崎こども・女性・障害者支援センターが文書にまとめ変更先の施設に渡している。</li> <li>・家庭へ戻ったこどもへは、時々様子伺いの連絡をしている。措置期間が終わったことにより退所したこどもへは、退所時に連絡の頻度を確認するようにし、もし住所が変わったら連絡をするようにとも伝えている。</li> </ul>		
Ⅲ—1—(3) こどもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① こどもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者評価を受審する年は、第三者評価の時のアンケートを1回、園独自のアンケートを2回、第三者評価を受審しない年は園独自のアンケートを年3回実施している。以前は、アンケートを実施する時に、こども達同士で話し合いをしながら回答をしていたことがあり、偏った回答となっていたため、現在はこども達が個別に記入をするようにしている。</li> <li>・アンケートで出た内容は、集計をして職員にフィードバックをするようにしている。その中でもユニットの職員が気になるこどもには、直接話を聞いている。</li> <li>・「家に帰りたい」、「お小遣いを増やしてほしい」、等様々な意見が挙がってきている。職員はこどもの小さい不満にも声をかけるようにしており、その結果こども達は困ったことがあればすぐに職員に言えるようになっている。</li> </ul>		

Ⅲ—1—(4) こどもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・(b)・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「子ども相談ポスト」についてという用紙を掲示している。この用紙には、子ども相談ポストの利用の仕方、苦情解決責任者、苦情受付担当者の氏名、サポート委員の氏名と連絡先が明記されている。サポート委員については、写真つきである。</li> <li>・こども達にはサポート委員について話す機会があり、その時にも子ども相談ポストには誰でも入れていいことを伝えている。</li> </ul>		
35	Ⅲ—1—(4)—② こどもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、こども等に周知している。	a・(b)・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所時に、何かあれば大人の誰でも相談をしていいと伝えている。相談を受ける時には、時間と場所を確保して聞くこともあれば、ドライブ中の車内で聞くこともある。</li> <li>・こども達は、自由に園長室に入り園長が気軽に話を聞くこともある。訪問調査時にも、こども達が園長室に入ってくることもあり、常日頃から園長とこどもの信頼関係が築かれていることが窺えた。</li> </ul>		
36	Ⅲ—1—(4)—③ こどもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・(b)・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宿直者が子どもポストの中身を確認している。ポストの中に入っていた場合には、受付担当へ報告、その後園長と副園長へ報告、園内で解決できないことは第三者委員へ報告をするという流れとなっている。今までに、第三者委員へ報告をした事例はないとのことである。</li> </ul>		

Ⅲ— 1 — ( 5 ) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ— 1 — ( 5 ) — ① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒヤリハット報告書は、些細な事でも危ないと感じたことは記入してもらうようにしており、担当者が再発防止策まで記載した報告書を提出し、リスクマネジメント委員会が中心となり、園長と共に検討した結果を職員全体へ報告、共有している。</li> <li>・AED を使えるよう新人職員は夏休み前に公民館で開催される消防署の講習を受けており、数年に 1 回は園にも消防署より研修に来てもらうようにしている。園内に 1 つ AED を設置しており、緊急時にすぐ分かるよう各ユニットのスタッフルームに設置場所の地図を掲載している。</li> <li>・各ユニットにおいて共有スペースにある刃物などの危険物は、夕食後の夜間は宿直室などこどもの入らない場所で管理してけが防止のための対策を行っている。薬品についても、夜間は宿直室で管理しており、服薬の際にその都度薬を渡し、飲むところまで確認し、記録を残すなど管理を徹底している。</li> <li>・夜間等、外部からの不審者侵入防止のための対策として防犯カメラを設置し、カメラ設置の表示をすることで、不審者侵入への抑止力にもなっている。</li> </ul>		
38	Ⅲ— 1 — ( 5 ) — ② 感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症が 5 類となり、当初ほど徹底する必要はなくなっているが、依然として様々な感染症が流行っており、毎週発表される感染症の感染者数を確認し、意識して気を付けるようにしている。感染症への対策として、感染者の食事を部屋に運ぶ、感染者はトイレを別にする、入浴は感染者を最後にする等対応している。新人職員に対しては、何か対応が必要となった時にその都度伝えており、例えば嘔吐物の処理などは実際に一緒に処理することで把握してもらっている。</li> <li>・食中毒については、調理場の職員に限らず、各ユニットの職員も調理を行うため、研修を順番に受けるようにしている。食中毒が流行しやすい時期になると、栄養士が気を付けるべきことなど食中毒についてまとめたものを各ユニットに配布し、注意喚起している。腸内検査を調理場職員は月 1 回、他の職員、こどもは年 2 回実施している。</li> </ul>		

39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時におけるこどもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災委員会が中心となって防災計画を立て、毎月避難・消火訓練を実施し、職員、こどもたちの防火意識を高めている。年に1回消防署より避難訓練時に来てもらい、職員もこどもも消火訓練、通報訓練を行い、講評をしてもらっている。</li> <li>・避難時の安否確認は、各ユニットで避難場所においてこどもの中で年長者が点呼をとることになっており、学校等で年長者が不在のときもあるため誰でもできるように練習している。それを受けて職員は携帯電話を使って連絡を取ることになっており、分園とのやり取りの手順も定められている。</li> <li>・食料の備蓄は栄養士が管理しており、事業継続計画に記載しているものよりも多めに備蓄している。賞味期限が近くなると食事を出しているが、こどもたちに防災を意識してもらうよう、水を入れるだけで食べられる炊き込みご飯などの防災食を取り入れている。</li> <li>・園内で災害等発生した場合の手順は整備されているが、こども達が学校に登校している時間帯に災害が発生し、職員が学校へ迎えに行く必要が生じた場合の対応手順について明確に整理されていなかったため、今後整備を期待する。</li> </ul>		

### Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各ユニットにおいてこどもの担当職員が、自立支援計画を立てることになっている。年1回5月に園内研修を実施しており、自立支援計画の作成前に各ユニットにおいてそれぞれのこどもの計画の方向性を決めたくて、関係機関からの情報を参考にしつつ、リーダー、職員の意見をもらいながらこどもの良いところを伸ばすという姿勢で担当者が作成することになっており、様々な視点からの意見をとり入れることができている。</li> <li>・最終的には園長、副園長が確認し、アドバイスや気になる点を指摘している。特に課題や目標については、こどもが何に対して困っているかを考え、達成できる課題や目標を立てることを大切にしている。</li> </ul>		

41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見直しは10月と3月の年2回行っている。自立支援計画策定マニュアルにおいて、自立支援計画策定にあたっての考え方や注意事項などを定められているが、必要に応じて見直し、修正されている。</li> <li>・ケース会議を年3回ほど実施しており、様々な分野の講師に来てもらい、対応に困っているこどもの支援について、他のユニットの職員を交えて意見交換をする機会を持っている。また、積極的に研修への参加を促し、多岐にわたる内容の外部研修、内部研修を受講することで、より質の高い支援を提供する情報を得る機会となっている。</li> </ul>		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所時に長崎こども・女性・障害者支援センターからの児童票でこどもの情報を得ている。また、入所後生活環境が変わり、こどもの様子も変わってくることがあるため入所後の園によるアセスメントも重視しており、児童票と園でのアセスメントの両方からの情報を合わせて計画を立てている。</li> <li>・各ユニットの職員が担当するこどものアセスメントの内容やケース会議での検討内容等を加味したうえで自立支援計画を立てており、その内容を最終的に園長、副園長が責任をもって確認をする流れになっている。</li> </ul>		
43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10月と3月に評価を行っている。その際、課題が克服された場合は新しい目標を立てるが、継続となることが多い。また、評価は決められた書式に記録をしたものを園長、副園長が最終確認をしている。</li> <li>・こどもの状況が変わり（予定外の家庭引き取り、措置変更など）計画の変更の必要性があれば、その都度話し合いをしながら見直しをすることもある。</li> <li>・毎年、計画を見直す際は、振り返りや新たな目標についてこどもと直接話をしている。年齢が上のこどもは自立に向けての話をしている時間をとっているが、年齢が下のこどもは普段の生活の中でこれからの進路や生活について話をしており、その内容を計画に反映させている。</li> </ul>		

Ⅲ—２—（３）養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—２—（３）—① こどもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月決められたユニット単位での会議を実施しているが、そこでこどもの様子について共有し、話し合うこともできている。また、日々起こったことについては、引継ぎノートユニットに1冊準備し、他の職員への伝達手段としている。こどもに関する記録として育成記録を作成しているが、担当者が出勤していないときに起こったことも、引継ぎノートを確認することで把握することができる。育成記録は法人内であればパソコン上で確認することができるが、さらに毎月印刷して書面として残している。</li> <li>・記録の内容について、事実をそのまま記載するように気を付けており、感想や毎日の出来事ではなく、後から確認するときに必要な情報を残している。新人職員には先輩職員が指導して、園長、副園長が最終的に確認している。</li> </ul>		
45	Ⅲ—２—（３）—② こどもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもに関する記録は永年保存となっており、園の設立以来決められた場所に保存されている。</li> <li>・卒園生が希望すれば記録は開示しなければならないが、本人にしか見せることができないことになっている。警察など関係機関からの開示依頼があったときは、長崎こども・女性・障害者支援センターに相談のうえで、開示することがある。</li> <li>・個人情報の守秘義務についても職員には入職時に説明しており、就業規則にも記載し、いつでも閲覧可能としている。実習生にも個人情報の守秘義務について説明している。また、職員が園外にて食事会などをする場合も、個室で行うよう徹底している。万が一、個人情報の不適切な利用や情報漏洩があった場合は、長崎こども・女性・障害者支援センターに相談のうえで対応を検討する。今後、在職中のみならず、退職後においても、業務上知り得た個人情報や園内の情報を口外しないことを、職員と交わす誓約書に明文化することを期待する。</li> </ul>		

## 内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

### A—1 こどもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）こどもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護委員会を設置し、年に1回、さらに必要に応じてこどもの権利ノートを使用してこどもと職員の勉強会を行っている。その際、こどもの理解度に応じて、グループや個別に行うことで、こどもの理解を深められるよう配慮している。</li> <li>・こどもアンケートを年2～3回実施しており、年齢の低いこどもは字が読めないため職員と一緒に記入するが、字の読めるこどもは自分の部屋で記入することになっている。アンケートの内容は、権利擁護委員会において全体の集計を行うが、対応すべき内容があれば各ユニットの職員がこどもの話を詳しく聞くなどして丁寧に対応している。</li> <li>・子ども相談ポストを各棟に設置しているが、権利ノートの読み合わせの際に、言葉で言えないことは手紙にしてもらってもよいということを伝えており、こどもたちも小さなことでも気軽に手紙を書いている。</li> </ul>		
A—1—（2）権利について理解を促す取組		
A②	A—1—（2）—① こどもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	<b>a</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権利ノートの読み合わせの際は、幼稚園、小学生と中高生のように年齢に応じた内容としており、さらに男女別で話をしている。場合によっては個別に話をすることもある。「お互いの権利を侵害してはいけない」ということは必ず話すようにしており、機会があれば常々伝えているため、年下のこどもなど弱い立場のこどもに対しては優しくしなければならないということはこどもたちも理解している。</li> <li>・権利についての理解を深められるよう小学校低学年までのこどもにはプライベートゾーンについての絵本を使って話をしており、小学校高学年からのこどもには元職員が作成したバウンダリー（他者との境界）についての紙芝居を使って話をしている。</li> </ul>		

A—1—（3） 生い立ちを振り返る取組		
A③	A—1—（3）—① こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもから自分の生い立ちを知りたいという希望があった時は、こどもの発達段階や個別の事情など配慮しなければならず、職員との信頼関係を加味しながら園長、副園長、リーダーで伝え方や伝える内容の検討をするが、長崎こども・女性・障害者支援センターに支援をお願いすることもある。伝えたあと、普段より注意してこどもの様子を観察するようしており、こどもからの質問にも真摯に答えるよう努めている。</li> <li>・ 自分の生い立ちや家族との関係を整理し、過去・現在・未来をつなぎ、前向きに生きていけるよう支援する「ライフストーリーワーク」に取り組んでおり、生まれた時の体重や写真、親の思い、伝えられるこどもには入所の理由などを一緒に整理しながら、大事にされていることを知ってもらっている。</li> <li>・ 日頃からユニットごとに行事や外出の際の写真を残しており、年度末に1年分を印刷してこどもそれぞれのアルバムに振り分けてはさんだり、切り取ってコメントを残したりしている。また、絵や工作の作品を残しており、外泊のときなどに持ち帰るこどももいる。</li> </ul>		
A—1—（4） 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—（4）—① こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不適切なかかわりがあった場合は、子ども家庭庁の被措置児童等虐待対応ガイドラインを参考に対応をすることになっている。職員にはガイドラインを閲覧するように伝え、倫理綱領を掲示しており、職員への意識づけも行っている。</li> <li>・ 不適切なかかわりの早期発見のためには子どもから報告してもらえることが大切であり、そのために子どもとの信頼関係を築くこと、一緒に時間を過ごすこと、話しやすい環境を作ること、自分が大事な存在であるということを感じてもらえるよう態度で示すことに努めている。</li> </ul>		

A—1—（5）支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A—1—（5）—① こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊張していると伝えたいことが伝わらないということもあり、入所の際は緊張をほぐすことに尽力している。意識して笑顔で話し、「困ったこと、分からないこと、嫌なことがあれば誰でもいいので言ってね」と、伝えるようにしている。</li> <li>・部屋の準備にも気を遣っており、シーツ、カーテンなど清潔さ、破れがないか、記名が必要なものの確認など細部まで確認をしている。あらかじめ入所が分かっていたら、子どもたちに前日の夕食時に紹介をしておくなど、スムーズに生活に入っていけるよう配慮もしている。</li> <li>・入所後に前の学校の担任が会いに来たり、中高生は前の学校の友人と行き来をしたりすることもある。また、乳児院から来たこどもは、大切にされていることを意識してもらうために、乳児院の先生に会いに行くこともある。</li> <li>・アフターケアマニュアルを作成し、自立に向けた支援、退所後の支援の継続に取り組んでいる。</li> </ul>		

A⑥	A—1—(5)—② こどもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退所前の高校3年生には社会での一般常識を知ってもらう資料としてNPO 法人が出版している自立に向けた内容の本を提供している。また、希望する高校3年生は自立訓練室を活用し、週末だけ、平日だけなど本人に合わせたパターンで決まった金額の生活費を渡して普通の家のように生活してもらい、一人暮らしの練習をしている。</li> <li>・若者の居場所づくりや自立支援に取り組むNPO 法人から定期的にイベントの案内があり、心配なこどもを連れて行き、自立に向けて関係を作っておくこともある。自立後はお金の管理も本人に任せることになるが、退所前にお金のことについて気を付けるようアドバイスをしていてもトラブルを起こすことがあり、不安のあるこどもはNPO 法人に事前にお問い合わせをして、いつでも相談に行ける環境を作っている。</li> <li>・家庭に戻るこどもも含め、基本的にすべてのこどもに対して、退所前に近況確認の方法、頻度の希望を確認している。退所児童名簿を作成しており、本人と直接連絡がとれない場合は親に連絡をして確認をすることもある。</li> <li>・卒園生が参加できる行事として、餅つき、夏祭りがあり、毎年日程が決まっているため、卒園生は来園を楽しみにしている。卒園後1年目に来園することが多いが、家庭を持ってこどもを連れてくることもある。</li> </ul>		

## A—2 養育・支援の質の確保

A—2—（1）養育・支援の基本		
A⑦	A—2—（1）—① こどもを理解し、こどもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもの入所前の生活を知るために、長崎こども・女性・障害者支援センターからの情報である児童票をよく読むよう職員に伝えている。こどもの表出する感情や言動に揺さぶられすぎることなく、その背景を理解することに注力している。本当に困っているのはこども本人であり、こどもの抱える問題と一緒に向き合うよう努めている。</li> <li>・ 学校に行けないこどもに対しては、よく話を聞いて受け入れている。午前と午後などに分けて簡単な課題を与え、生活リズムを崩さないよう、起床、朝食、学習（活動）の日課を提示し、できなくてもスモールステップですすめている。学校を休んでもやらなければならないことはあるということを実感してもらうようにしている。</li> <li>・ 実践に役立つ内容をロールプレイング等を取り入れながら園内研修を実施しており、実際の支援に活かすことができている。</li> </ul>		
A⑧	A—2—（1）—② 基本的欲求の充足が、こどもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ユニットの職員全体でこどもたちをみるという考え方で、大切な話や相談があるときは、内容やタイミングによってこども本人が話したい人に話をしている。また、記録によって職員同士共有しているので、誰に話しても全員で対応できる状況である。</li> <li>・ ユニット単位で外出を計画することが多く、長期休暇には1泊旅行も行っている。保護者との交流があるこどもは家族と外出をすることがあるが、交流のないこどもはそういった機会がないため、関係を築くことができている職員とやりたいことや行きたい場所へ出かける計画を立てている。</li> <li>・ 高度に個別化した支援を行うという基本姿勢において、それぞれのこどもの考えを聞いて納得するまで話し合うようにしている。生活において一定のルールがあったうえで、職員と話し合いながら個々の年齢や生活状況に合わせてルール作りを行っている。</li> <li>・ 年齢の低いこどもは夜中に一人でトイレに行くのが難しかったり、目が覚めて泣いたりすることがあるので、職員は幼児の部屋の隣で過ごすなどして、すぐに行き来できる場所にいるようにしている。</li> </ul>		

A⑨	A—2—(1)—③ こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切に し、こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう 支援している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各ユニットで話し合いを定期的に行っており、こども同士、こどもから職員に向けて、職員からこどもに向けて、日頃伝えられないことを伝え、意見交換をする場としている。行事や長期休みのイベントの打ち合わせ、ユニットのルールを決めることが主な内容であるが、お互いの生活をより良くするような意見がこどもたちから出ており、自分たちで司会や記録を経験することで、こどもたちにとっても自分の意見を表明する機会となるだけでなく、相手の話を聴き、思いやる気持ちを育てる機会となっている。</li> <li>・自分でできることはできる範囲で、自分でやってもらっている。食事の後片付けを、幼児は小さなお皿をキッチンへ運んでもらい、小学生以上は自分で洗っている。靴洗いもできるだけ自分でやってもらっており、声をかけ、一緒に取り組むなどして、習慣づけに努めている。</li> </ul>		
A⑩	A—2—(1)—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障し ている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日曜日の午後にはユニットごとに公園や図書館に行ったり、こどもたちが希望すれば体育館でバスケット、バトミントン、カードゲーム大会への参加、釣り、近隣の温泉に行ったりするなど可能な限りこどもたちの希望に沿った過ごし方をしている。招待行事にも参加しており、こどもたちに様々な経験を提供している。</li> <li>・図書室にはたくさんの本があり、いつでも好きな本を読むことができる。園内には広場があり外遊びをすることができ、園の前の川では釣りもできる。こどもたちは屋内でも屋外でも自由に遊ぶことができている。</li> <li>・小学生は公文、希望する中高生は塾に通っている。また、週に1回ピアノの先生が教えに来てくれており、ラグビー教室に通うこどももいる。部活動に入るこどもは、職員が送迎や見守り当番に協力するなど、こどものやりたいことを可能な限り支援している。</li> </ul>		

A⑪	A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニットごとの話し合いを定期的に行っており、職員も含めて子ども同士意見を交わし、生活をよりよくするためのルールをみんなで作っている。</li> <li>・地域の自治会には園全体で積極的に参加しており、子ども会行事や地域のお祭りなど地域との交流は盛んである。</li> <li>・普段の清掃は職員が行うが、ユニットによっては週末、長期休暇には交代で共有スペースの掃除を行うなど、子どもにとって無理のない範囲で自立へ向けての生活習慣作りへ取り組む支援をしている。</li> <li>・年度末に専門家を呼んでメディア講習会を開催し、スマートフォンを持っている子どもや持つ予定の子どもは必ず参加してもらうようにしている。新たに購入する子どもは受講後に購入している。</li> </ul>		
A—2—(2) 食生活		
A⑫	A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平日は栄養士がメニューを決め、ユニットごとに調理場より材料を受け取ってそれぞれで調理している。土曜日、日曜日の夕食はユニットごとにメニューを決め、買い物から調理まで職員と子どもたちで行っている。部活をする中学生、高校生は帰りが遅く、食事の時間が他の子ども達とずれるため、温めて提供しておいしい状態の食事をとってもらうよう配慮している。</li> <li>・楽しく食事をすることを大切にしているが、最低限の食事のマナーは教えるようにしている。また、食の大切さや食の場面をどう作っていくか、食べない子へのアプローチが必要と考えて取り組みたいとしているところである。</li> <li>・年1回以上、栄養士が嗜好調査アンケートをとっており、人気メニューとして掲示している。</li> </ul>		

A—2—（3）衣生活		
A⑬	A—2—（3）—① 衣類が十分に確保され、こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衣服にかけられる一人の年間の予算が決まっており、職員と一緒に毎月何を買うか計画的に考えながら本人の望むものを買物している。</li> <li>・基本的にユニットごとに職員がまとめて洗濯をしている。年長児童のなかには洗濯から取り込みまで自分でするこどももいる。女の子の洗濯を干す場所が人目に触れる場所でもあるため、下着は隠しながら干すように伝えている。しわの寄りやすいブラウスなどはアイロンがけを毎日職員がしており、きれいな状態のものを着用できるよう配慮している。</li> <li>・着る洋服を選ぶ際は、TPO や季節に合ったものを選ぶよう教えている。基本的に本人が好きな服を選んで着ているが、こだわりや特性によってお気に入りのものなど特定の洋服しか着ないこどもがいる。その際は声掛けをするようにしている。</li> </ul>		
A—2—（4）住生活		
A⑭	A—2—（4）—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるようにこども一人ひとりの居場所を確保している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居室は基本的には個室となっている。兄弟姉妹で下のこどもが幼児の場合などは2人で同部屋とするなど、臨機応変に対応している。すべてのユニットにおいて、6人以下の小規模グループでの養育を行っている。</li> <li>・設備や家具など壊れたらすぐに修繕をするようにしている。可能な範囲で職員が修理し、壁の汚れや穴あきなどは掲示物を貼ってこどもの目につかないようにするなど応急処置で対応している。</li> <li>・すっきりとした気持ちで新年を迎えるということや12月になったら大掃除をする時期であるということを知ってもらうために、冬休みには大掃除を一緒にして、楽しさを感じてもらいたいと考えている。日頃の清掃は基本的にこども達が学校に行っている間に職員がしており、各居室については自分でするように促し、自分でする意思のあるこどもは必要に応じて職員と一緒にする支援をしている。</li> </ul>		

A—2—（5）健康と安全		
A⑮	A—2—（5）—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎こども・女性・障害者支援センターにおいて、入所時に健康診断を受けている。入所後も学校や幼稚園での健康診断と園の健康診断の年2回の健康診断を受けている。健康上特別な配慮が必要な子どもは必要な医療機関に定期的に通院している。</li> <li>・服薬は、こどもの年齢、状況、薬の内容によって適切に対応している。まとめて渡せる薬は渡すこともあるが、こどもの状況や薬の内容によってはその場で必要な薬を渡し、飲むところ、飲んだ後まで確認している。服薬チェック表を活用し、飲み忘れのないよう気を付けている。</li> </ul>		
A—2—（6）性に関する教育		
A⑯	A—2—（6）—① こどもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの経験を生かして、性教育を行っている。また、子ども達が相談や質問しやすい環境づくりに努め、アンケートをとったり、他者との境界線、嫌なことは嫌と言ってよいことを伝えている。年齢の低い子どもにも絵本を使って分かりやすく話をしている。また、権利ノートの読み合わせにおいて、言いたいことを言ってもよいということ、人の権利を奪ってはいけないことを伝えている。</li> <li>・職員対象の園内研修では性教育についてオンライン研修を含め必ず受けってもらうようにしている。</li> </ul>		

A—2—（7）行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A—2—（7）—① こどもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不満を言葉で表す子どもと行動で表す子どもがいるが、暴れる子どもは成育歴によって引き起こされることがある。暴れている子どもがいるときはその場にいる職員がそれぞれ手分けして臨機応変な対応を心がけている。特性のある子どもは特に、自分の気持ちをうまく表現できず、衝動的にものを壊したり投げたりするときがあり、その時は小さな子どもが怪我をしないよう避難させたり、応援の職員を呼ぶこともある。また、落ち着いてから場合によっては向き合う職員を変えながら子どもの気持ちを聴き、向き合うよう努めている。</li> <li>・日頃から大切にしている「しゃべる・食べる・考える」姿勢のなかの「しゃべる」ことで他の職員や先輩職員に話を聴いてもらい、助言をもらうことで、対応した職員も気持ちを切り替え、次へとつながっている。</li> <li>・学校で不適切な行動があった場合は学校での対応となり、園の職員、学校、必要に応じて長崎子ども・女性・障害者支援センターで話し合っている。</li> </ul>		
A⑱	A—2—（7）—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども間の問題行動を職員が見かけた場合は、必ず注意している。また、子どもからも訴えやすいよう、入所時や年1回の権利ノートの読み合わせにおいて、言いたいことを言ってもよいということ、人の権利を奪ってはいけないことを伝え、日頃から周りへ訴えやすい環境づくりに努めている。子どもアンケートや子どもポストにおいて、子どもへ何かあれば訴えてもらえるような働きかけもしている。</li> <li>・必要に応じて、長崎子ども・女性・障害者支援センターなど関係機関と協力して対応していく体制づくりができています。園での預かりが難しい時に、一時的に長崎子ども・女性・障害者支援センターで預かってもらったこともあった。</li> </ul>		

A—2—（8）心理的ケア		
A⑱	A—2—（8）—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園内研修において支援困難な事例についてのケース会議を年に1回行っており、児童心理施設に勤めている専門家を講師としてお願いしている。</li> <li>・心理療法を行うことができるスペースは確保されているが、調査訪問時は心理職員が不在であったため、長崎こども・女性・障害者支援センターから職員が訪問して面接を行い、必要に応じて長崎こども・女性・障害者支援センターへ出向き、面接を行ってもらっている。また、家庭引き取りが近い子どもや入所後間もない子どもは長崎こども・女性・障害者支援センターが定期的に面接をしている。</li> </ul>		
A—2—（9）学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—（9）—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生は算数と国語の公文教材を取り入れ、職員も児童養護施設職員を対象とした公文の研修を受けている。ユニットごとに時間帯を決め、無理のない範囲で進めている。</li> <li>・管理宿直者が勤務前にボランティアで家庭教師をしてきている。また、希望する子どもは学習塾に通っており、可能な限り本人の希望に合わせた学習環境が提供されている。</li> <li>・小学生、中学生は同じ学校に通うので、子ども同士で学校の様子や宿題など職員に教えてくれ、何かあれば学校に問い合わせをしており、こどもの学校での状況は把握できる状況である。</li> <li>・通級指導教室や情緒学級や知的学級などの特別支援学級の利用が望ましいと思われる子どもがいれば、学校や本人、保護者と話し合ったうえで利用を支援している。</li> </ul>		

A⑳	A—2—(9)—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・進路については、高校を選ぶ時点でその先の進路の方向性はある程度決まっていると思われ、それに合わせた情報提供などの支援を行っている。また、進路の方向性が分からない子どもには声掛けをするようにしている。進学を希望する子どもには奨学金の案内や園から通う選択肢もあるということを伝えている。本人と保護者の考えが違って解決が難しい場合、職員が間に入ってすり合わせを行うこともある。</li> <li>・アフターケアマニュアルを策定しており、園退所後も相談の場として自立への支援を継続して行う姿勢を持っている。退所後に仕事がうまくいかなかった卒園生をハローワークへ連れて行ったり、フルタイムの勤務が難しいと思われる卒園生には自立支援に特化しているNPOを頼りつつ仕事を探し自立へ向かわせるといった支援をしたりしている。</li> </ul>		
A㉑	A—2—(9)—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場実習や職場体験は学校で実施されている。アルバイトについては、学校で禁止されていることが多く、経験させることが難しい状況である。</li> <li>・資格取得については、高校進学の際に子ども自身で考えて選択しており、学校にて資格取得のサポートを得て、取得に至っていることが多い。</li> </ul>		

A—2—（10）施設と家族との信頼関係づくり		
A⑳	A—2—（10）—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族との面会・交流は、長崎こども・女性・障害者支援センターの指針に沿って計画が立てられ、初回の面会・交流は長崎こども・女性・障害者支援センターが間に入って行われ、こどもの気持ちに問題がなければ、園に任せてもらうことになっている。保護者との交流が認められれば、保護者に学校行事の年間スケジュールを伝えることもある。ただし、入学式、卒業式、運動会や授業参観などの学校行事への保護者の参加はこどもの意思を優先する。</li> <li>・面会・交流はこども、保護者ともに無理のないよう段階的に進めるようにしており、面会・交流後、園に帰ってきたこどもの様子には注意を払い、こどもと2人になった時や、寝る前などにどうだったか尋ねている。保護者にも何か気になることがなかったか尋ねている。また、問題があれば長崎こども・女性・障害者支援センターに情報を提供している。</li> </ul>		
A—2—（11）親子関係の再構築支援		
A㉑	A—2—（11）—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親子関係の再構築については、こどもや保護者の意見を聞き、長崎こども・女性・障害者支援センター、家庭支援専門員等関係者の意見を聞きながら進めている。主に家庭復帰の近いこどもは外泊交流の日程調整を行うことになるが、ユニット職員に意見を出してもらい、相談員全員で検討を行う。必要に応じて、長崎こども・女性・障害者支援センターとともに外泊中の様子を見に行くこともある。交流後のこども、保護者の様子には留意しており、長崎こども・女性・障害者支援センターと情報を交換しながら次の交流を検討することになる。</li> <li>・家庭への復帰後はアフターケアとして、相談に乗ることもある。また、長崎こども・女性・障害者支援センターの継続指導が入り、地域のケースワーカーにも気がけてもらうことになる。</li> </ul>		